

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは

- 生活福祉資金貸付制度は、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする国の貸付制度です。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金や緊急小口資金の貸付を利用する方については、生活困窮者自立支援制度と連携した支援を行ふこととなりました。

ご利用いただける世帯

※資金の種類により貸付対象世帯が異なります。

①低所得世帯

世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍以下の世帯

②障がい者世帯

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯

③高齢者世帯

65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の2.3倍以下の世帯

④生活保護世帯

生活保護を受けている世帯



資金の種類と対象世帯

福祉資金 福祉費

○対象世帯／低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

※日常生活上又は自立生活に資するため一時的に必要な費用を貸付

生業を営むために必要な費用	4,600,000円以内
技能習得及び期間内の生計維持費用	5,800,000円以内
住宅の増改築、補修等費用	2,500,000円以内
福祉用具の購入に必要な費用	1,700,000円以内
障害者用自動車の購入費用	2,500,000円以内
負傷・疾病の療養に必要な費用	療養等期間により 2,300,000円以内
介護・障害者サービスを受けるための費用	1,500,000円以内
災害により臨時に必要な費用	500,000円以内
冠婚葬祭に必要な費用	
住居の移転等、給排水設備の設置費用	
就職・技能習得等の支度に必要な費用	
その他日常生活上一時的に必要な費用	

総合支援資金

○対象世帯／低所得世帯（※世帯の収入や失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯）

生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身) 月 150,000円以内 (2人以上) 月 200,000円以内
住居入居費	住宅の賃貸契約の費用	400,000円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な費用	600,000円以内

※離職期間が5年以上の方は連帯保証人が必要です。

教育支援資金

○対象世帯／低所得世帯、生活保護世帯

教育支援費	高校、高等専門学校、短大、大学への修学経費	①高校 月額 35,000円以内 ②高等専門学校、短大 月額 60,000円以内 ③大学 月額 65,000円以内
就学支度費	入学時に必要な経費	500,000円以内

※平成28年2月の制度改正により、教育支援資金・教育支援費について、通常の貸付月額上限額では学費が不足するなど一定の要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を従来の1.5倍とすることが可能となりました。



寄付

皆様のご支援 ありがとうございました

東日本大震災・台風10号災害復興支援などのため、多くの企業・団体・個人の方からご支援をいただき、深く感謝申し上げます。

(順不同・敬称略) [1月4日～3月27日]

株式会社ブリッジ	(3件)	180,582円
丸モ盛岡中央青果株式会社	(1件)	250,000円
公益社団法人松風花道会岩手支部	(1件)	10,191円
岩手中央農業協同組合	(1件)	10,000円
岩手県遊技業協同組合	(1件)	200,000円
協豊会	(1件)	2,069,007円
一般社団法人岩手県損害保険代理業協議会	(1件)	32,938円



緊急小口資金

○対象世帯／低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※高齢者世帯については「日常生活上、療養又は介護を要する状態」であることが必要。

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合（要件あり） 100,000円以内

〈貸付利子〉

○連帯保証人を立てた場合 「無利子」

○連帯保証人を立てない場合 「年1.5%」

※緊急小口資金は無利子（連帯保証人不要）

※教育支援資金及び福祉費（技能習得費・支度費）は、世帯の生計中心者が連帯借受人となった場合、無利子になります。

〈延滞利子〉 年5%

※総合支援資金、緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。また、その他の資金についても、世帯の状況に応じて支援を利用いただくことがあります。

※掲載した資金種のほか、居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活保護世帯対象）があります。

お問い合わせは お住まいの市町村社会福祉協議会
又は県社協・地域福祉企画部／生活支援相談室へ
(TEL : 019-637-4496 FAX : 019-637-9722)

協賛企業 団体等の皆様へ

二戸地区	久慈地区	宮古地区	盛岡地区
（株）阿部繁孝商店	白岩小児科医院	（合）保険ライフ三陸	（公財）いわて産業振興センター
			いすゞ自動車東北（株）
			ネッツトヨタ岩手（株）
			（株）ホテル大観
			（株）岩手県北観光
			（株）吉田産業盛岡支店
			岩手県自治体労働組合総連合
			自由党岩手県総支部連合会
			東野建設工業（株）
			介護老人保健施設 白鷺
			エビ一（株）
			（株）紫波まちづくり企画

ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

岩手県社会福祉協議会では、企業・団体等の皆様からの協賛をいただき、東日本大震災津波の被災者への支援をはじめ、生活困窮者自立支援制度や新たな社会福祉の取組へも積極的に関わり、豊かな福祉社会の実現に向けて全力で活動を展開しています。